

無償化給付対象者の皆様へ

施設等利用給付認定申請のしおり

幼児教育・保育の無償化にともない、無償化の対象となるための認定制度です。
 無償化の給付（補助）を受けるためには、利用開始前に保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。
 ※無償化の給付には上限があります。また、含まれない費用があります。
 ※0～2歳児クラスは住民税非課税世帯を対象として、無償化の給付が受けられます。



対象となる子どもかどうか、以下のフローチャートを参考に確認し、対象となる子どもの場合、施設（事業）の利用開始前に申請し、認定を受けてください。

保育の要件※1)はありますか？
 ※1 月48時間以上の就労等、日中保育ができない要件（認可保育園と同じ要件）



はい

いいえ

お子様は平成30年4月2日～令和3年4月1日の生まれ（令和6年4月1日の時点で満3歳に達している）ですか？



はい



いいえ

お子様は令和3年4月2日以降の生まれ（令和6年4月1日の時点で0歳～2歳）かつ市民税非課税世帯ですか？
 ※対象課税年度は9月で切り替わるため（4～8月：令和5年度、9～3月：令和6年度）、状況が変わる場合（既に3号認定を受けていて9月以降も認定を受けたい場合も含む）は手続きが必要です。



はい



いいえ

無償化給付の対象となる可能性がありますので、小平市（042-346-9601）までご連絡ください。

無償化給付の対象となりません。（申請不要）

無償化給付の対象です。
 施設等利用給付認定の申請をしてください！

1 施設等利用給付に係る認定について

【1】施設等利用給付認定とは

幼児教育・保育の無償化にともない、無償化の対象となるための認定制度です。無償化の認定を受けるには、「認定」を受ける必要があります。

認定には、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。認定期間は、教育・保育を必要とする事由により異なります。

施設等利用給付に係る認定	認定区分	対象となる子ども		利用施設（事業）
	1号認定	満3歳以上	教育のみを必要とする	・従来型幼稚園等
	2号認定	平成30年4月2日～令和3年4月1日に生まれた方	保育を必要とする事由がある（預かり保育事業等を利用している）（3ページ参照）	・認定こども園、新制度幼稚園（教育・保育給付認定1号認定（※2））
	3号認定	令和3年4月2日以降に生まれた方 ※保護者及び同一世帯に属する全員が 市区町村 民税非課税者（※1） である場合のみ対象		・従来型幼稚園 ・東京都認証保育所 ・認定家庭福祉員 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業（保育部分）、病児保育事業等

※1 認定対象月度ごとに対象となる課税年度が異なります。詳細は4ページをご覧ください。

※2 教育・保育給付認定とは、認可保育園、認定こども園、新制度移行幼稚園等を利用する際に受ける認定です。

【2】申請の流れについて



①認定申請の提出

各施設が定める期日までに、原則、利用する施設に申請書類をご提出ください。施設の様態等によっては、市役所へ直接申請いただく場合がありますので、施設にご確認ください。

②審査

申請書類を市役所で確認します。書類の確認には一定の期間を要します。確認の結果不足書類等あった場合はご連絡をさせていただくことがあります。

③認定・通知書の送付

申請の内容及び提出書類の内容に応じた「施設等利用給付認定通知書」を送付します。通知書に記載の認定区分及び有効期間での給付対象となります。

4月に利用開始予定の方は、3月15日までに申請があった場合、書類に不備等ある方を除き、3月下旬頃の発送を予定しています。

【3】 保育を必要とする事由について

施設等利用給付の2号（3号）で認定を受けるには、申請をし、「保育の必要性がある」と認定される必要があります。「保育の必要性」は下記の「保育を必要とする事由」に応じて提出された書類に基づき、審査します。

保育を必要とする事由	申請時の提出書類
就労している（会社勤務） ・採用予定 （職員・従業員、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員、親族が代表者の会社に勤務等） （※【4】参照）	「就労証明書（☆）」（ 会社が証明 ） ※勤務先が複数ある場合、それぞれの勤務先の「就労証明書」のほか、「タイムスケジュール表（☆）」をあわせて提出してください。
就労している（自営業等） （本人が代表者の会社に勤務、会社役員、自営業主、自営業専従者、業務委託、内職者） （※【4】参照）	「就労証明書（☆）」（ 自営業主等本人が証明 ） 「タイムスケジュール表（☆）」 「自営業等を証明する書類（公的機関が発行（収受）した書類（登記事項証明書、個人事業主の開廃業等届出書などから1点）」 ※必要に応じて、申告された収入の根拠（通帳の写し等）を確認できる書類を追加資料として求める場合があります。
出産予定 （※【5】参照）	「母子健康手帳のコピー（保護者氏名の記載ページおよび分娩予定日の記載ページ）」
疾病がある	「診断書（保育が困難である旨が記載されたもの）」 ※小平市指定の様式はありません。
障がいがある	「障害者手帳、愛の手帳などのコピー」
介護・看護をしている	「介護（看護）状況申告書（☆）」 「介護（看護）を必要とすることを証明する書類（診断書等）のコピー」
求職活動 （※【6】参照）	「求職活動誓約書（☆）」
就学している（予定を含む） 【学校教育法に規定する学校等】	「在学証明書」 「時間割表」 「タイムスケジュール表（☆）」

※「☆」がついている書類は、小平市ホームページからダウンロードできます。

【4】 就労での認定について

「就労」を事由として認定を受ける場合は、「**1か月48時間以上**」の就労を常態とする（継続して行う）必要があります。就労時間が48時間を下回る月がある場合は、認定の却下となります。（現に「就労」を事由として認定を受けている場合は、認定の取り消しとなります。）

現在育児休業を取得中の方で、入園月中に復職し、所定の就労を行う場合については、就労要件として、申請できます。申請にかかる確認票の記載事項を確認のうえ、記入してください。（一例：4月入園の場合4月中に復職し、48時間以上の就労を常態とする状況）

※認定にあたっては、就労状況（時間）等に対して、収入の妥当性（最低賃金等）も鑑みた判断となります。

※復職後2週間以内に復職証明書の提出が必要となります。

※育児休業は、原則として保育要件に該当しませんので、ご注意ください。（5ページ参照）

【5】 出産予定での認定について

出産予定月とその前後2か月ずつの計5か月の期間で認定します。期間満了後は、以下のとおりです。

認可外保育施設等を利用の場合	認定が切れ、給付の対象ではなくなります。
----------------	----------------------

【6】 求職活動での認定について

認定後3か月以内に仕事を始めることが条件となります。また、所定の期日までに求職活動の報告を行う必要があります。

3か月以内に仕事を始めることができなかった場合は、以下のとおりとなります。

認可外保育施設等を利用の場合	認定が切れ、給付の対象ではなくなります。
----------------	----------------------

※就労を開始する場合は「就労証明書」「施設等利用給付認定変更申請書」「求職活動報告書」を提出し、認定の変更を行ってください。

※過去に求職活動の認定を受けていた場合は、原則として求職活動の認定を受けることはできません。

2 申請について

【1】 申請時期について

利用開始前に認定を受ける必要がありますので、各施設が定める期限までに申請をしてください。提出期限に間に合わない場合は、各施設が定める書類の提出先（利用施設または市）までご相談ください。

※認定開始日を遡及しての認定はできませんので、ご注意ください。

【2】 提出書類について

施設等利用給付認定の申請には、以下の書類を提出してください。

- (1) 「施設等利用給付認定申請書 兼 状況申告書」
- (2) 「個人番号（マイナンバー）提供書」
- (3) 「施設等利用給付認定の申請にかかる確認票」
- (4) 保育を必要とする事由を証明・確認できる書類

保育を必要とする事由により、提出する書類は異なります。事由ごとの提出書類については、3ページをご覧ください。

※所定の様式（就労証明書など）のみで保育を必要とする事由を把握しきれない状況がある場合は、その状況が確認できる書類を添付してください。

※兄弟姉妹2人以上の申請を行う場合は、同じ書類は1枚で構いません（兄弟姉妹人数分を用意する必要はありません）。

※提出いただいた書類は返却できません。コピーが必要な場合は、あらかじめご自身で写しをお取りください。

(5) 市町村民税額を証明する書類（3号認定申請の場合）

3号認定を受けるには、保護者及び同一世帯に属する方全員が非課税者であることが必要です。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、「個人番号（マイナンバー）提供書」を提出していただくことで、市が所得情報の確認をすることができるため、「市（区町村）民税・都（道府県）民税非課税証明書」の提出は必要ありません。

※税未申告の場合は、税申告が必要となります。

※国外にお住まいであった方は、市に収入状況の申告が必要となる場合がありますので、保育課入園・認定担当までお問い合わせください。

(6) その他、家庭の状況に応じて必要な書類

家庭の状況		提出する書類
ア	出産予定がある場合	「母子健康手帳のコピー（保護者氏名の記載ページ及び分娩予定日の記載ページ）」
イ	ひとり親の場合	「ひとり親であることの申立書（☆）」 ※別居かつ離婚調停中の場合、「離婚調停中であることを証明する書類」の写しの添付が必要
ウ	保護者が外国籍で、保育を必要とする事由が「就労」「求職活動」の場合	「在留カード両面のコピー」 ※在留カードで「就労できる在留資格」が確認できない場合は、「資格外活動許可書」等の就労できることが確認できる書類

※「☆」がついている書類は、小平市ホームページからダウンロードできます。

【3】提出方法について

施設で取りまとめをしている場合

⇒書類の提出先は利用施設です。

施設で取りまとめをしていない場合

⇒書類の提出先は小平市です。保育課窓口を持参していただくか、郵送での提出になります。

※東西の出張所では取扱っておりません

※郵送の場合、必ず別添の提出用シートの保護者記入欄を記入し、封筒に貼り付けてください。

貼り付けや記入がない場合、書類の未着の可能性や、申請者の確認がとれず認定ができない場合があります。

3 入園後の手続き等について

【1】家庭の状況が変わった場合

入園後についても、家庭の状況が変わった場合や、小平市から他の市区町村へ転出する場合、認定内容を変える場合等、所定の手続きが必要となりますので、必ず事前に保育課へお問い合わせのうえ、所定の手続きを行うようにお願いします。

所定の手続きが無い場合は、幼児教育・保育の給付が受けられない可能性もありますので、ご注意ください。

【2】育児休業の取扱いについて

育児休業は、保護者が自宅で育児を行う制度のため、原則として「保育要件」に該当しません。

ただし、幼稚園の利用開始時に「就労」の事由で認定を受けていた場合等について、新たに出産されたお子さんの状況を、育児・介護休業法等に照らし合わせ、要件に該当するか審査のうえ、引続き施設等利用給付認定2号（3号）認定の対象となる可能性がありますので、幼稚園入園時に就労にて2号（3号）認定を有し、下の子の出産等に伴い、育児休業を取る場合は必ず保育課までご相談ください。

相談等が無い場合は、要件が確認できないため、2号（3号）認定の取消しとなる場合がありますので、ご注意ください。

【3】現況確認について(継続確認)

認定を受けた後も、認定を受けた際の状況（認定内容と現状に相違がない状況）が継続していることが必要です。そのため、毎年（状況によっては随時）、「現況届」と「保育を必要とする事由を確認できる書類」（就労証明書等）等の提出が必要です。

認定状況の継続が確認できない場合（認定内容に変更が生じている、認定に必要な要件が欠けている等）は、認定の取り消しや認定の変更等を行います。

4 よくある質問

Q 1 : 申請書類は全員が提出する必要がありますか？

A 1 : 令和3年4月2日以降生まれ（令和6年4月1日時点で満3歳に達していない）かつ市民税課税世帯に属する子どもについては無償化対象外のため、申請は必要ありません。

※該当するかどうかは、表紙のフローチャートにてご確認ください。

Q 2 : 既に認定を受けて昨年から利用施設に通っていますが、再度申請書類を提出する必要はありますか？

A 2 : 既に有効な認定を受けている場合で家庭状況が変わらない場合は、必要ありません。ただし、2号（3号）認定児童の場合は、毎年（必要に応じて随時）、要件が継続しているかを確認するために所定の手続きがあります（別途ご案内しますので、案内があった場合は手続きをお願いします）。

Q 3 : 利用施設に申請書等を提出したが、利用施設の提出期限に間に合わなかった書類はどのようにすれば良いか？また、利用施設に提出する理由は何故か？

A 3 : 申請書については、市が直接受けしてしまうと、施設等利用給付認定が必要な児童について**市では選考・決定を行っていない（各施設で決定している）ため、どなたが申請の必要な利用者（入園が決まった保護者）なのかわからず、案内漏れが発生する可能性があります。**また、各園による申請状況の把握も困難なため、原則、利用施設を通じた提出をお願いしています。利用施設で取りまとめていない場合は市へご相談ください。なお、**追加で提出が必要な書類につきましては、市への直接提出（郵送提出可）も可能です。**

Q 4 : 新型コロナウイルス感染症の影響により就労が減ってしまった場合の取扱いは？

A 4 : 就労要件の最低基準である月48時間までは、状況を踏まえ一定の考慮をいたしますので、就労証明書の備考欄等に影響の内容を会社より証明を受けて提出してください。月48時間を下回る場合は、保育認定はできません。

Q 5 : 就労要件の最低基準は？

A 5 : 子ども・子育て支援法等の法令上、1か月に常態とする就労時間を48時間から64時間までの範囲で各自治体が定めることとなっています。小平市では、法令上の下限である48時間以上の就労としています。少なくとも最低基準の就労は常態（満たしている）としていることが必要となります。年末年始、夏休み、ゴールデンウィーク等の暦の関係や子どもの風邪等で就労できなかった事情は原則として考慮できません。

Q 6 : 家庭状況が変わった場合には何か手続きはありますか？

A 6 : 家庭状況変更届や就労証明書の提出等、状況の変化内容により手続きが異なりますので、必ず事前に保育課までご相談のうえ、手続きをしてください。

Q 7 : 認定の変更手続きをした場合、いつから変更になりますか？

A 7 : 申請日の属する月の翌月からの変更となります。ただし、申請内容によっては、要件を満たさない場合や書類の提出が遅れた場合等、ご希望する月から変更ができない場合もあります。

Q 8 : 無償化の給付（補助金）の申請方法や補助制度の問い合わせ先はどこになりますか？

A 8 : 保育課幼稚園・認可外保育施設担当（電話）042-346-9645までお問い合わせください。

Q 9 : この書類を出すだけで無償化給付等を受けることができますか？

A 9 : この認定は無償化の対象とするための認定であり、給付等を受けるには別途給付（補助）の申請等手続きが必要になります。手続きについては別途、利用施設、小平市ホームページ、市報等を通じてご案内します。詳しくは保育課幼稚園・認可外保育施設担当（電話）042-346-9645までお問い合わせください。

Q 10 : 無償化の給付（補助金）の内容の詳細は？

A 10 : 小平市のホームページや「保育園等入園のしおり」でご確認ください。
※掲載内容は、掲載時点の内容となりますので、変更になる場合もあります。

Q 11 : 兄弟で申請する場合、書類は1部で手続きできますか？

A 11 : 兄弟で同時に申請する場合は、書類は1部のみで手続きが可能です。

Q 12 : 上の子の認定で昨年申請書を出した場合、下の子の申請で再度書類を用意する必要がありますか？

A 12 : 以前提出した書類を使用することはできないので、改めて書類をご用意いただき申請してください。

書類を提出する前に

- 1 必要な書類がすべて揃っているかご確認ください。
- 2 必要な記載がされているか（記載漏れがないか）ご確認ください。
- 3 所定の期日までの提出にご協力願います。



問合せ先

小平市 子ども家庭部 保育課

〒187-8701 小平市小川町2丁目1333番地 <http://www.city.kodaira.tokyo.jp>

- | | | |
|------------------|---------------|-------------------|
| (1) 認定制度について | 入園・認定担当 | (電話) 042-346-9601 |
| (2) 給付(補助)制度について | 幼稚園・認可外保育施設担当 | (電話) 042-346-9645 |